

## 国立国会図書館法と中野重治－その(2)－

佐藤 晋一\*

### <はじめに>

国立国会図書館法（以下国図法）と中野重治のかかわりについて、本稿では参議院議員としての自らの活動を描いた「アンケート断片」<sup>1)</sup>を中心に考察してゆきたい。それは未完に終わっている、というより着手されたまま中断しているが、国図法が当時中野によってどのようにとらえられていたかを理解するためには、「司書の死」と共に極めて重要なものである。また、中野が自己の実践そのものを対象とした小説を書こうとしたことにも大きな意味があると思われる。小説が未完に終わった理由が必ずしも中野の側の個人的事情のみによるものではないという点からもそう言える。一般には、この作品に論及されることは少ないのであるが、参議院議員であった（1950年6月の第2回参議院選挙で落選）当時に発表されたことの意味は大きいのではないか。「文学者としての政治への参加は、中野さんにおいて、最も高く、独特に闘われた活動」<sup>2)</sup>であったのである。

### I. 「アンケート断片」に描かれた国会活動

日本共産党所属の参議院議員片口安吉が「(引揚げの特別委員会から)三階の隅の小さい控室」に戻ると、他の党の控室には「文字通り誰ひとりもう残っていなかった」が、そこでは「二人の秘書と二人の『アカハタ』記者とが残りの仕事を急いで片づけて、それから明日の手はずを完全にととのえておくため裸電球の寒そうな光の下で机にかじりついていた。」秘書達は「ときには夜の十二時までかかった本会議のあと始末をして、あすの午前九時四十分が始まる運営委員会にまにあうように、彼らの言葉という闘争方針を、事がらの変化にあわせて具体的手続きに仕上げ、議員がいれば俳優としてはたらけるよう、脚本を書き、演出方針をきめ、舞台装置まで考えて、そのうえ議員たちの持ち味が生かせるよう、わたしたちあとは彼らが自分の責任でたたかえるよう、相応に幅のある含みを持たせて彼らにわたさねばならなかった。」まだ議員会館が出来前だったので、徹夜になる時などは、その小さな部屋で「事務局から毛布を借りてきて、椅子をたがいちがいに並べて、かばんや議事録を枕にして不自由な眠りを取った」りすることもあった。議員会館が出来ても、部屋はとれたが「そこですき腹にお茶一ぱい自由に飲めるわけではなかった。」また、彼らの「給与」については安吉にも「何ともいうことができなかつた」ほど低かつた。「黨員ということの自覚のひとつだろうと思えるほどの乏しさのなかではたらいっていた」のである。安吉の周りには党国会議員団調査部の人々もいて、議員をサポートしていた。「調査部の連中ときたら……<sup>(ママ)</sup>いったい連中は、いつ、どこで、勉強するのだろうか。どこで外国語新聞までも読む時間、ラジオをきく時間、計算尺でまで計算する時間を見つけてくるのだろうか。おれなんぞにはまねができぬ」と安吉は思う。彼ら

\* 茨城大学教育学部

は「苦勞して、勉強して、国会のなかのいろいろな勢力の大きさと動きとを正確につかまえている」のである。「一方で国会細胞の仕事をしなが、憲法だの国会法だの、前例・慣例だのいうものまでもよくしらべて」いるので、「参議院規則第何条とかいうものの解釈で、本家本元の議事部長が意見をききにくるほどになっている。」秘書団や調査部の人々が「いちいち世話をやいてくれるのでなければ」安吉たちは「政府への質問書の出し方ひとつ知らなかった」ろう。彼らこそが司令部であり、「司令部自身何から何まで出ばって世話をやいてくれている」から活動ができるのである。安吉は「ついこのあいだまで、国会から逃げたいと思う瞬間」、「戦線離脱」を考えることがあったのだが、「彼らは夢にもそんなことを考えずにはたらいている。」彼らの活動は国会内で議員を支えるだけではない。その活動が「決して国会にかぎらぬ」のを安吉は身を以って知っている。例えば、鶴岡駅で、佐世保のさきの黒瀬の炭坑で、調査活動、座談会などをするのだが、それも秘書などの予めの準備がなければできないのである。安吉は「あちこと飛びあるいてばかりいて記憶がごっちゃになって」しまうほどである。

国会に戻れば本会議、委員会がある。「本会議があったが、安吉としては特別委員会のほうが重要」だという日もある。立法に際して、改悪にならないように、また相手の出してくる法案と「たたかうのに」は、それもやむをえない。「委員会は本会議と並行してひらかれるから、名札を立てた」ら「すぐに出て行きた」いことも度々ある。各々の次数の国会ごとに異なる委員会に所属するし、法律の内容にも精通せねばならない。本会議での演説、委員会での討論もある。議員団としての会合もある。「へとへとになって戻った」が、休むヒマはない。特別委員会受け持ちの秘書から案件の説明がある。「衆議院のほう」の審議経過も知らねばならない。文部委員会の案件がもちこまれる。以前は労働委員だったので、そこでの審議に関しての問い合わせもある。読まねばならない「法案やら議事録の下から」、雑誌・機関紙類、手紙などもひき出してそれにも目を通さねばならない。帰る列車・バスもない深夜に帰宅する日は「うしろからどしいんとぶつけられたりなんかすりゃ、あすになるまで死骸も見つからんぞ」と思うこともある。「七十六の寝たきりでソコヒの母親、四十三の独りものの妹、三十八の、女の子供を二人つれた、その亭主がつい一週間まえ重労働5年で下獄したもう一人の妹、不しあわせな女三人」が家にはいる。議員であるとはいえ「新聞もろくに読めずに年中飛びあるいていて、書きたいことがちらちらとすだけ書きとめるということのできぬそろそろ五十になる小説書き」にとって、大変なことである。秘書たちも「飯は何か食」っているようだが、「質素な身なり、彼らの弁当の中味、一階の職員食堂で外食券で食っている飯のことは知っていた」が、それ以外のことは、どうしているのかと思うので精一杯の安吉であった。(以上、引用は『中野重治全集(3)』筑摩書房、1977、による。以下、『全集』からの引用は巻号と刊行年のみを記す。)

参議院議員片口安吉の活動が、これ以後どのような方向にむかってゆくのがひき続き描かれるはずであったのだろう。「アンケート断片」執筆中の1949年12月16日という日付けのある「参議院議員のはなし」において、中野は書いていた。「参議院の生活とか国会の生活とかいうものを、行く行く小説のようなもので精いっぱい書きたいと思っている。」「書きたいのは国会ではない。国会というものにもふれたある種の人間の生活」である。「国会というものの生きて動くさまをも描くような作をつくりたい。」「そういう目で見ると、いろいろのことがわかってくるように思えてくる。参議院と衆議院とのちがいというようなことも、選挙法とか国会法という面からでなくて人間的な面からわかってくるように思えてくる。たとえば委員会や本会議のありさまである。」<sup>3)</sup> ここには中

野の意図が明瞭に示されている。中野は後年には「参議院で働くことになって私の毎日は驚きとうろたえの連続だった」(『全集(3)』〈作者うしろ書〉)と書くのであるが、1949年1月に八雲書店から刊行された『中野重治国会演説集』〈前がき〉(1948年春執筆)では、「日本共産党国会議員団の1人として、全国的な問題について責任を負うことになった」ので、「もともと文学の仕事をしているから、文学、文化の方面について特に責任がある」のだが、第一・第二国会ではその方面の委員でなかった。「第三国会からは文部委員をすることになったから、いわば本来の文化的な面で働けようと思う」と書いていた。第一・第二国会と同じく「党国会議員団調査部の人々に」(『全集(22)』, 1978) お世話になりながら、働けるだろうと書いていた。だが、1950年6月の参議選では〈50年問題〉にからんで落選、11月には共産党を除名された(1952年12月再入党)。にも拘らず、1961年にも『アンケート断片』も大きな続きが予定されて書かれていない。作者はそれを断念していないが、それがいつ書かれるかは今いえぬ状態にある」と書いていた(旧版『全集(3)』〈作者あとがき〉)。また、秘書団、調査部の人々についても1962年に、旧版『全集(10)』〈作者あとがき〉でこう回想している。「慣れぬ仕事にいきなり飛びこんで、成功にしろ失敗にしろどうして(あの)程度の演説をすることが私にできたか。私個人の努力ということもあった。私にしても、初めてのことにぶつかって—ほとんど何もかもが初めてだったといつてよかったが—血まなこになって調べものをしたことなどもある。しかし、土台は、すべて(それらの)人びとが作ってくれていた。国会議員団が大きな方針を決め(ると)、それにしたがって材料をととのえ、何から何まで揃えてくれてそれに乗って私は演説したのだった。」「彼らの閱歴その他をよく知らなかった」が「こういう人々が現にいるということが私には驚きでさえあった。それは尊敬されるべき人々のグループだった。私は彼らに、特に直接に私をたすけてくれた何人かの人びとに深く感謝する。ときには、彼らは、ある種の危険をもおかして私をたすけてくれたのだった。これは私として生涯にはじめて出くわした特殊な人びとだった。」(引用は『全集(22)』, 1978, から。)最晩年にも、「身を粉にして働いていた」彼らをテーマにした小説を書きかけたことにふれ、「今も何と言っていにか言葉が見つからぬ」(『全集(23)』〈作者うしろ書〉, 1978)と書いていた。

中野にとって「アンケート断片」は終生氣にかかる作品だったのではないか。「もしこの国会小説ができあがっていたとしたら、国会で活躍する人びと—与野党の議員たち、議員秘書のグループ、それから中野さんが関心をもっていた、当時ひどい労働条件で仕事させられていた速記者たち<sup>4)</sup>の姿が生き生きととらえられ、国会の生きて働くありさまがわかるような作品が残されたことだろう<sup>5)</sup>」と言えよう。だが、国会法や国会(ひいては国図法)の理解の仕方については疑問が残るのではないか。そしてこのことが実は問題であり、小説が中断した理由でもあるように思われる。次に、この点を検討したい。

## II. 国会法・国図法・中野重治参議院議員

### II-1. 国会法と中野重治

中野は1962年には「国会活動は何といつても苦手な仕事だった。国会というもの、その仕組みも動きも過去に全く知らなかったことが原因としてあった」(旧版『全集(10)』〈作者あとがき〉)と書き、1978年にも「何ひとつわからない。知らない。すべては教えられて動いたところだった」(『全集(23)』〈作者うしろ書〉)と書いていたが、国会で思うように働けなかった原因につい

ては、1948年により具体的にこう書いていた。「一つにはわたし自身の力量が小さいからであった。しかし他方、わたしたちの力をしぼる力が非常に大きいからでもあった。これは非常に大きい。それは国会法であり、衆議院規則、参議院規則である。この国会法と院の規則とが、わたしたちの活動に八方から棒をはめていた。またははめている。」「その中身が、人民の利益をまもるのに都合わるく出来ている」、「日本共産党国会議員団の活動を封じようという性質をおびている。」こうなったのは「国会法、参議院規則などが袖の下を専門とするかのような古い役人の系統、この系統につながるあれこれの政党の系統、そういう系統とむすびついた人びとの手でつくられたからである。」「民主自由党、民主党、社会党、国民協同党、こういった政党」が「連合して人民の利益を破壊するという点、連合して日本共産党を攻撃するという点では完全な一致がある。この連合の力が国会では、今はいちばんつよい。そういう多数によってつくられた国会法、参議院規則だから、わたしたちの活動を悪くしぼるのである。(『中野重治国会演説集』〈前がき〉) さらにそのうえ、1962年になっても次のように書いた。1945年の敗戦は、それまで「政治世界がずっとブルジョア化されて、それにとまなう一種『低俗』な空気が一般にひろがっていた」ことに「大きな変化を与えたが、またそこに『激変』『改革』と言えるものがひとすじ自分をつらぬこうとする勢いを見せてもいたが、相もかわらぬこの『低俗』は根づよく支配的に残っていた。それは議員生活を一般に強くしぼり、私たちの活動をも強くしぼっていた。」「国が占領されているという基本的条件のもとで、共産党の国会活動は他の党派のそれよりもいっそう強くこの反民主的な拘束に面していた。この保守的な力は、『低俗』と相まって、また特にアメリカ政府の方針、その直接軍事的な圧力と相まって非常に強かった。」このことを中野は「それほどはっきりとは自覚していなかった。」とは言うものの、あの3年間の演説などは「サンフランシスコ条約以後の困難な日本問題から言えば、少年期のものという性格をもっているかも知れぬ。」「国会法、参議院規則などもまだ出来たてで、国会の運営そのものが動揺しつつあった時期の仕事だっただけに、そのおさなさには、もう一度そこから出な<sup>し</sup>おし然るべきだと言える点もなくはないと思う。私個人としても、また政党としても—共産党に限らず—また国会、国としてもそう言える点がありはしないか。」(旧版『全集16』〈作者あとがき〉)。

具体的には、質問時間の制限の問題がある。他党などが「五十分ずつ」述べたものを「十分間あるいは五分間」で「完全にうちくたくという事は困難」である。が、それでも共産党は「その主張、意見、説明を、他の党派をかなりひきはなしてあきらかに」して来たのだ。(『全集(23)』〈作者あと書〉)。

国会法が中野にはかなりネガティブにとらえられているようであるが、そこに問題はないだろうか。1947年5月20日第1国会参議院本会議で、副議長松本治一郎は新憲法第14条の〈法のもと<sup>の</sup>平等〉の宣言こそ「国体の変革」であり、その具体化が4月の「民主選挙」であったと述べ、「民主選挙は民主政治につうずる」のであり「民主政治の運行は民主議会において」こそ実現できる。それを「この議会においてうまくやるかやらないか」が民主主義体制の確立のための条件である。副議長として「新憲法に添う働き」を、「民主主義体制の確立に向かって懸命の努力をいたしたい、と覚悟している (p.35)」と結んだ。国会の最大の任務が「平和主義と人民主権とに立つ (p.37)」政治の実現にあると松本は主張する。「人民主権の議会ならば、革命なくして日本の民主主義を確立」することも可能ではないか。この期待が歴史上はじめて現実的可能性をもったのではないか。「議会のレヴェルは国民大衆のレヴェルの最低の線をあらわしている (p.244)」

のだから、「このレベルが上がっていくこと」が唯一の希望である。「まず、さしあたって、われわれ国民大衆の力を議会に集結してみることに」、「議会を中心に人民主権の実現のために、あらゆることをやってみること (p.245)」<sup>6)</sup> に期待がかけられるはずではないか。国会法は、常任委員会制度と国立国会図書館（以下、国会図）を両輪として国民主権の実現を目指した。国会法130条は議員の調査研究に資するために国会図の設置を掲げ、131条で議院の法制局設置を、132条では秘書を付すこと、事務室の提供を明示した。43条は常任委に専門員・調査員をおくこと、44条は各委員会の合同審査会設置の規定を、45条は特別委員会設置の規定をしている。103条が憲法62条・議院の国政調査権をうけた国政調査のための議員派遣の規定である。104条では内閣、官公署その他は議院からの報告・記録の提出の要求に応じなければならないとした（尚、1955年には議院の委員会からの要求にも応ずるよう拡充され、同時に調査会の設置（54条の三）が規定された）。

言うまでもなく、憲法において国会は国権の最高機関であり、唯一の立法機関である、最高の審議機関であり唯一の議決機関であると規定された。国会は「今まではただ協賛機関であった」が、そうではなくなったのだから「国会がほんとうに憲法の精神を理解して動くか動かないかが一番の問題」<sup>7)</sup> であろう。果して「国会法があり、参議院規則があること、それだけでは格別問題になることはない。問題は中身である。その中身が、人民の利益を守るのに都合わるく出来ていることである」（『中野重治国会演説集』〈前がき〉）、ということになるだろうか。国民主権主義を、憲法改正案の中で「明確に採るべしとしたのは共産党案だけで、そのほかの諸政党は、国民主権主義を明確にみとめ」なかったにも拘らず「政府案が公けにされると各政党はいずれも『わが党の主張するところとおおむね同一である（<sup>77</sup>）』」などという趣旨の声明を発したが、『おおむね同一』といえるかどうかは大いに問題であろう<sup>8)</sup> し、運営上の問題としては中野の指摘することは事実であったろう。しかし、国会法そのものの、とりわけ調査権及び〈議員の立法行為にかかわる調査研究に資するための国会図〉に支えられている構造それ自体（ここに国図法に規定されている支部図書館制度が深く関係している）について、中野はどう考えていたのだろうか。それは〈人民の利益を守るのに都合わるく出来ている〉と言い切れるのか。憲法についての中野の観方には、人民主権の真の確立の方向とはズレるものがあるという感じ方（これは中野自身の実践にもとづく感じ方であり、決して軽々しく扱うことはできない）があった。それは「戦後の今こそ天皇制廃止を人間の立場で遂行すべきは共産党で」あるべきであるという「激しい焦慮を表明」<sup>9)</sup> しているのもある。中野にすれば、故に「インチキ憲法」<sup>10)</sup> となるのだろう。確かに敗戦ですべてが「変わったが、歴史はできていない。」<sup>11)</sup> だから、〈焦慮〉は国民にも向けられるのである。「この問題に対処すべき」は民衆でもある、だからこそ「民衆の浅薄を『五勺の酒』ほど深く描いたものはない」<sup>12)</sup> のである。「大衆の場で活動しているからこそ思想も原則もやかましく一層むずかしく問題にしなければ」ならないのであり、それを「寛大に見ずごして (p.270)」しまうとすれば、それが中野であればなおさら厳しく批判されねばならないというのも当然だろう。憲法に即して多くのことを学ばねばならない大衆の問題があるのだろう。中野は「1950年前後の共産党の分裂の渦中であって文学的生命をかけて『写しもの』『焼酎とファシズム』その他の作品、いくつかのすぐれた雑文 (p.102)」<sup>13)</sup> を書いたのだが、この流れの中に「アンケート断片」も位置づけられるだろう。中野は「『春さきの風』『五勺の酒』『写しもの』という線でこれから書いてゆきたい (p.38)」と1961年に書き（『全集 (22)』）、『五勺の酒』で扱わ

れた問題そのものについては、その後も執拗に指摘をつづけた<sup>16)</sup>のである。「写しもの」について中野自身は言っている。「現実的解決に積極的に従属しての記録ということに、本質的に、ある程度なっている。それは断片で……成功ではないが、<sup>こころ</sup>志ざされた芸術的コスモスの断片となっている。」すべて作品はたとえ「消極的な記録」であっても「現実的解決の何かの糸口が出てくるまで闇のなかに保存されるべきもので (p.124)」はないのである(『全集(24)』, 1977)。「アンケート断片」についても同じことが言えよう。

しかしながら、大衆が国会法と結びあわされてとりあげられ、批判されていたろうか。主権者として大衆はいかに行動すべきかが深く描かれているだろうか、また描かれようとしているだろうか。続編では、秘書団・調査団と国民大衆とが論理的に、いかなる関連を創りあげるべきであるかが問われなければならなかったのではあるまいか。「人民が人民の政権をつくりはじめるとき、初めて、独立の国となれる (p.41)」のだから、その人民との関係がとらえられるべきであったろう。「国民としては両院を、正しくかつ巧みに使いこなさねばならぬ (p.531)」のである(『全集(12)』, 1979)。そのための議員活動なのであるし、現に中野自身が委員会等での討論の有効性を身を以て示していたのである。

## II-2. 国図法と中野重治

国図法と国民の結びつきはダイレクトではない。が国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動するのであり、立法府は直接に国民にのみ責任を負う。立法府の行為は国民の主権行為である。法による支配を主権者の意志として実現しようとするのである。歴史上、はじめて国民主権による、国民主権のための、国民主権の支配としての法治主義が実現されようとしていたのである。法の源は主権者の力である。教育基本法はそれは〈教育の力〉によって形成されるとする。この力によってのみ法の支配が高いレベルで実現される。そのためには、羽仁五郎参議院図書館運営委員長の国図法提出の際の委員長説明にあるように、国民は自から学習機関をもつのみではなく、調査機関<sup>15)</sup>をもたなくてはならない。「国立国会図書館をほんとうに国会の人および政党の知識の源泉にしなくちゃいけない。是非とも各政党がそれぞれいろいろな法律案の立案とか、政策を樹てるとか、あるいは政府の予算案を批評するとか、そういう資料をほんとうに的確に得られるように蒐めて、かつそれを世話してやるような係を置いて……レファレンス・ライブラリー(参考図書館)的なものにする」べきである。「今まで資料といえば、官僚のところへ頭を下げてもらいにいくより手がなかった」が、「一番大切なことは、議員が自分で各種の政策を樹てる智慧を自ら国会図法を通じて得」ることである。「法案というのは国会の方から出るべき」で、「議会自身が法案作成のための技術をマスターする、使ってゆく力がなければ、ほんとうの議会政治は行けない。」だから「今アメリカがアドヴァイザリイ・コミッティー(米国図書館使節団)を寄越<sup>よこ</sup>してくれるのを幸い、あの人達の言うことを徹底的に受け入れて万事を改革するといひ<sup>16)</sup>」という発言が、1947年にあった。田淵豊吉は既に1929年に帝国議会図書館設置を要望していたのであった。<sup>17)</sup>

国図法は、立法府に附される図書館は各行政省庁、最高裁判所の図書館を支部図書館とするとしている。それを支えるのは調査部・立法考査局である。議員立法及び内閣立法のいずれに対しても〈分析又は評価し、両議院の委員会に進言し補佐すると共に、妥当な決定のために根拠を提供して援助する〉ことが最大のポイントである。館長は支部図の各部門に対して〈図書館奉仕の

連繫をしなければならない」のであり、そのためにこそ支部図書館々長の任命権をも有している。中野は1950年前後の国会図は「館長も副館長も（金森徳次郎と中井正一のことを指す。引用者）進歩的な人だった』<sup>89)</sup>と書いている。国図法の論理は地方自治法にも貫かれている。いわゆる〈バカヤロー解散〉は議員の調査研究に基づく質問が発端であった。中野は、議事に何の期待もしていなかったのではない。委員会、調査機関の必要性・重大性は十分理解し、体験していることであった。また、議員当時こう書いていた。共産党の議員を「外務委員会に入ると『国家機密がもれる』おそれがある」ので、入れるなどというような考え方を「日本のすべての労働者が具体的に吟味してほしい（p.236）。」「国民からかくされ一部の役人の手にだけ握られるような『国家機密』は残らずこれをばらすこと、国民が握る以外、また国民の代表者が握る以外、どんな『国家機密』も許さぬこと、これがこれからの国家編成の一つの眼目である（pp.236-7）。」「国の外交も、国民の手へ取りもどされ（p.237）」ねばならない。それは具体的にはいかにしうるのか。こういう方法がある。「正式の会議にはすべて速記がつく。必ず記録」が作られる。「速記録は善行なり犯罪なりの証拠書類である。」にも拘らず速記が議長によって止められるというようなこともあるが、「とにかく速記にはすべてがのるのだから、国民は速記録をよくしらべておいて—なかなかそれができぬようになっているが—一面皮を剥ぐようにするがよいと思う。そうすれば嘘をつく議員が少しでも減るだろう。」「仕事そのものが人を神経衰弱にしそうな性質のもの」なのに「速記者の数が少ない。」しかも「速記台に突貫して速記録をふんだくって逃げだすというような」「証拠湮滅」行為に対しても「速記者が乱暴議員をはりたおすということとはできない。消極的防禦ができるだけで積極的防禦、つまり攻撃的防禦は許されぬ」のだから「不公平でもあり人権の問題でもある。」その上、「超過勤務手当のことが妥当にはこんでいない。」「一番いいのは国会のなかをそのままラジオにのせることで、大問題は、委員会と本会議をそのまま放送する」べきである。「これを前から要求しているが、労働大臣の身がわりのような放送をしているNHKではなかなかやりそうにもない（pp.534-5）。」（『全集(12)』、1979）<sup>90)</sup>。

まさしく、このような方法によって国民は立法府を正しく巧みに使いこなせるようになるのではないか<sup>20)</sup>。一方に文化運動・労働運動があっても、他方に国会との連携がなければならない。ここに秘書団や調査部の存在理由もあるはずである。国民は立法行為そのものに対しても責任をもつのである。代議制は投票行為の終わった時点から始まるのではない。そこに切斷があり、それ以後国民は傍観者になるのではない。中野が速記・速記者に注目しているのは重要な意味をもつ。が、国図法が国会法と、国会図が国会と十分に結びつけられてはいない。国民と国会を媒介する国図法・国会図の重要さに十分な着目がなされているとはいいい難いのではないか。当時国民の側には「新憲法に関心を示していない」<sup>91)</sup>状況があったのだが、国民は何に関心を示していたのだろうか。その国民にとって「国会の非能率は、施設の欠如によるものではない」と映っていたのではないか。「国会図は有能な管理のもとに」<sup>92)</sup>あった。また、1948年夏に提案され1949年12月に決定された〈渡米国会議員団〉に国会図・金森館長が加わっており（1950年1～2月視察）、帰国後〈国会図ならびに調査立法考査局の強化と充実〉<sup>23)</sup>を勧告した。中野はこれを知っていたし、共産党議員を団員から除外するのは不当だと異議を申し立てていた。国会が国民を「今までどこまで馬鹿に」し、「ふみつけに」<sup>94)</sup>して来たか、と怒る中野ではあるが、国図法・国会図と国会法・国会との関連のさせ方の問題については「知りはしたが、うけとりかたはぼんやりとしたものだった（p.230）」（『全集（28）』1980）のではないにしろ、十分なうけとめ方であるとは言えなかつ

たのではあるまいか。

### ＜お わ り に＞

中野が「アンケート断片」において描こうとしたことは極めて注目すべき事柄ではなかったか。国会法・国図法そして人民大衆という三つの要因、またそれを支える人々の関係が十分に関連づけられて展開されることなく中断したことは惜しまれよう。しかし中野は、この三者の関連を自己の実践の可能性との関係の中でとらえる必要のあることには気づいていたと言えよう。言ってみれば、中野には憲法への失望感があった、つまり革命への期待感が強くあったとしても、国会法・国図法における構想が真に実現される方向もあること（そして、これは国会図副館長・中井正一などが考えていたヴィジョンともつながると思われる）に気づいていたのではあるまいか。この意味で、「アンケート断片」は成功作ではないかも知れないが、＜未来への未練＞（「五勺の酒」）、即ち＜未来への構想力＞を根底に据えてなされた中野自身の実践そのものを論理的に把握しようとする試みであったと言えるのではなかろうか。

### 註

- 1) 「アンケート断片」は、「アンケート(一)」、「アンケート(二)」、「アンケート(三)」(『世界』1950年2月号、『文芸』1950年1月号、『新潮』1950年2月号、執筆は順に、1949年11月26日、12月1日、12月28日)から成る。
- 2) 佐多稲子『月の宴』講談社文芸文庫、1991、p.170.
- 3) 『中野重治全集(12)』筑摩書房、1979所収、p.532。初出は『読売評論』1950年2月号。
- 4) 中野は「国会速記者というのは、女の人も何人かいたが、たぶん日本で最もひどい仕事をやらされている人だったろう」と思っていた。「私のいたころは、彼らは、速記の仕事をももる以外指一本動かすことも許されなかった。乱暴な議員たちが殺到<sup>せつとう</sup>して「街の強盗なみに記録を奪おうとする。それを突きとばすことが許されない。議長が『不穩当<sup>ふおんとう</sup>と認めたところ』は、削られるのをむざむざ見送るほかない」のであった。『中野重治全集(23)』筑摩書房、1978、＜作者うしろ書＞。
- 5) 松下 裕「国会議員としての中野重治」・中野重治研究会編『中野重治と私たち－「中野重治と講演の会」記録集－』武蔵野書房、1989、p.68。尚、松下氏によれば、当時の秘書団・調査部の人々は1984年の時点で「年長の方は70才をすぎ、若い人でさえ60才になっていて、その数も減ってきている」という。同書、p.68.
- 6) 羽仁五郎『国会－占領下、政治家は何をしているのか』カッパ・ブックス、1956.
- 7) 末弘・宮沢・我妻・向坂・鈴木「新憲法と国政の運用」『改造』1947年6月号、『読本 憲法の100年(3)憲法の再生』作品社、1989、所収、p.123.
- 8) 宮沢俊義「八月革命と国民主権主義」『世界文化』1946年5月号『読本 憲法の100年(3)』同上、p.31.
- 9) 佐多稲子『月の宴』同上、p.181.
- 10) 中野重治『甲乙丙丁(上)』講談社、1969、p.630.



- 11) 中野重治「ある五十代の男」『中野重治全集(3)』筑摩書房，1977，p.381.
- 12) 佐多稲子『月の宴』同上，pp.181～182.
- 13) 岡田孝一『中野重治－その革命と風土』武蔵野書房，1986.
- 14) 佐多稲子『月の宴』同上，p.182.
- 15) 中井正一「調査機関」『中井正一全集(4)』美術出版社，1981を参照されたい。尚，中井 浩編『中井正一・論理とその実践－組織論から図書館像へー』てんびん社，1970，も参照されたい。
- 16) 末弘・宮沢・我妻・向坂・鈴木「新憲法と国政の運用」同上，pp.124～127.
- 17) 小山仁示編『田淵豊吉議会演説集(3)』関西大学出版・広報部，1975，pp.168～169.
- 18) 中野重治『甲乙丙丁（上）』同上，p.113.
- 19) 国会における速記については，田淵豊吉が「私ノ此言ハ，私ガ死ンデモ尚ホ速記録ニシテ焼ケズンバ，後世ニ伝ハルト思ヒマスカラ，此内閣ダケニ言フノデハナイ」と言っていた。『田淵豊吉議会演説集(3)』同上，p.210. 尚，福岡 隆『日本速記事始』岩波新書，1978，も参照されたい。
- 20) 例えば，1952年の破壊活動防止法案反対運動はそのことを実証していたと言えるのではないか。羽仁五郎『破防法といかに闘うか』三笠新書，1952，を参照されたい。
- 21) E. H. ノーマン『増補版 ハーバート・ノーマン全集(2)』岩波書店，1989年，p.494.
- 22) H. ワイルズ（井上 勇訳）『東京旋風』時事通信社，1954，p.132.
- 23) J. ウィリアムズ（市・星訳）『マッカーサーの政治改革』朝日新聞社，1989，p.358.
- 24) 中野重治『愛しき者へ（下）』中公文庫，1987，p.608.